

岩手県ダンススポーツ連盟代議員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県ダンススポーツ連盟規約（以下「規約」という。）第9条第2項の規定に基づき、本連盟の総会を構成する代議員の選出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(代議員の資格、選出基準)

第2条 代議員は、JDSF会員でなければならない。

2 代議員は、規約第10条に規定する役員及び第21条に規定する委員会等の構成員と兼ねることができないものとする。

3 本連盟に加盟するサークル（以下「認定サークル」という。）が選出する代議員の数は、1名とする。ただし、届出会員数が21名以上のサークルにあっては、会員数に応じて別表に記載された人数を選出するものとする。

4 前3項の規定に関わらず岩手県ダンススポーツクラブ（以下「岩手DSC」という。）が選出することができる代議員数は、認定サークルが選出する代議員の総数以下の範囲であらかじめ理事会に届け出られたものとする。

(代議員の選出)

第3条 認定サークル及び岩手DSCは、前条の基準に基づきその都度代議員を選出するものとする。

(この規程の改廃)

第4条 この規程中第2条第4項に係る改廃については、本連盟理事会での議決を経た後、JDSFによって承認された場合に実施するものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めのない事項は、理事会においてその都度定める。

附 則

この規程は、平成10年11月29日から施行する。ただし、第4条の規定は、日本アマチュアダンス協会規約（平成8年2月3日制定）が施行される日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月9日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年7月13日から施行する。

平成17年の改正のポイント

- ・ 社団法人化に伴い、昨年規約を改正し、内規を定めているがこれらとの整合性を図った。
- ・ 本部の認定サークル規程との整合性を考慮し、すべてのサークルから代議員を選出できるようにした。
- ・ 代議員の加算方式の表現を分かりやすくした。(人数を基本とした。)
- ・ 内規に基づき、D S Cの代議員数に上限を設定した。
- ・ 選出する代議員数を別表にすることでより分かりやすくした。

平成24年の改正のポイント

- ・ J D S Fが平成23年に公益社団法人となったことに伴い、平成24年5月6日にJ D S F岩手の規約が全面改正された。
- ・ この改正規約の条項に整合させるため所要の改正を行った。

別表(第3条関係 代議員数)

届出会員数	認定 サークルの 代議員数	会員数に応じて 加える 代議員数	選出する 代議員数
5名～ 20名	1名	0名	1名
21名～ 30名	1名	1名	2名
31名～ 40名	1名	2名	3名
41名～ 50名	1名	3名	4名
51名～ 60名	1名	4名	5名
61名～ 70名	1名	5名	6名
71名～ 80名	1名	6名	7名
81名～ 90名	1名	7名	8名
91名～ 100名	1名	8名	9名
101名～ 110名	1名	9名	10名
111名～ 120名	1名	10名	11名
121名～ 130名	1名	11名	12名
131名～ 140名	1名	12名	13名
141名～ 150名	1名	13名	14名
151名～ 160名	1名	14名	15名
161名～ 170名	1名	15名	16名
171名～ 180名	1名	16名	17名
181名～ 190名	1名	17名	18名
191名～ 200名	1名	18名	19名
201名～ 210名	1名	19名	20名
211名～ 220名	1名	20名	21名